

## 「芦屋市一般廃棄物処理基本計画書」(素案)(市修正案)

平成 23 年 2 月 24 日

No	頁	検 討 項 目	修正及び考え方
1	15 頁	・事業所数、従業者別に評価をする。 第二次産業は、「建設業」が、減少傾向にあるが、「製造業」は、ほぼ横ばいとなっている。	・次のとおり修正する。 第二次産業は、「建設業」が、 <b>事業所数、従業者数共に減少傾向</b> にあるが、「製造業」は、事業所数が、ほぼ横ばいとなっており、 <b>従業者数は、増加</b> している。
2	15 頁	・「大きく」の表現を変更する。 …10 年後の平成 18 年度には、2,507 件・20,781 人になり、大きく伸びている。	・次のとおり修正する。 …10 年後の平成 18 年度には、2,507 件・20,781 人になり、 <b>増加</b> している。
3	22 頁 図表 2-2-10 98 頁	・国道表示とする。 2 号線 4 3 号線 ・阪神国道(国道 2 号線)開通	・次のとおり修正する。 <b>国道 2 号</b> <b>国道 4 3 号</b> ・阪神国道( <b>国道 2 号</b> )開通
4	46 頁	・記述を変更する。 本市の三成分は、過去 5 年間を通して、可燃分が 50～60%程度、灰分が 6～9%程度、水分が 30～40%程度となっている。 財団法人日本環境衛生センター <sup>(語)</sup> のデータによる全国的な平均値は、可燃分が 30～40%、灰分が 10～20%、水分が 40～60%であり、本市と比較すると可燃分が多く、灰分と水分が少ないごみ質になっている。	・次のとおり修正する。 本市の三成分は、過去 5 年間を通して、可燃分が 50～60%程度、灰分が 6～9%程度、水分が 30～40%程度となっており、財団法人日本環境衛生センター <sup>(語)</sup> のデータによる全国的な平均値である可燃分 30～40%、灰分 10～20%、水分 40～60%に <b>比べ</b> 、可燃分が多く、灰分と水分が少ないごみ質になっている。
5	50 頁 図表 2-2-72	・文面の「偏差値」に合う。 標準偏差 H18 偏差 H21 偏差	・次のとおり修正する。 <b>標準偏差値</b> <b>H18 偏差値</b> <b>H21 偏差値</b>
6	55 頁	・前段を[排出抑制]とし、後段を[ごみ処理費用]に修正する。 [排出抑制] 燃やすごみの排出抑制及び燃やすごみに含まれる資源物の分別回収を推進し、また、粗大ごみ等の再利用の拡大等によるごみの減量化・再資源化を推進し、1 人 1 日当たりごみ排出量を抑制していく必要がある。  さらに、国の示す「一般廃棄物有料化の手引き」に基づき、近隣自治体の動向を見ながら、将来的には、ごみ処理費用の有料化 <sup>(語)</sup> を検討していく必要がある。	・次のとおり修正する。  [排出抑制] 燃やすごみの排出抑制及び燃やすごみに含まれる資源物の分別回収を推進し、また、粗大ごみ等の再利用の拡大等によるごみの減量化・再資源化を推進し、1 人 1 日当たりごみ排出量を抑制していく必要がある。  [ごみ処理費用] ごみ処理費用の有料化 <sup>(語)</sup> は、現状では、 <b>阪神間の取組が少ないことから将来的に近隣の自治体の動向を見ていく必要がある。</b>
7	55 頁	・記述を変更する。 [収集・運搬] 本市の一部地域で行っているパイプライン収集について、環境への配慮や先進事業としての役割を考慮しつつ、効率性や費用対効果を検証し、今後の方向性を検討していく必要がある。	・次のとおり修正する。 [収集・運搬] 本市の一部地域で行っているパイプライン収集について、環境への配慮や <b>効率性、費用対効果を考慮し</b> 、今後の方向性を見極めていく必要がある。

8	55 頁	<p>・バイオマス等の予定がない。 [中間処理] 焼却施設の現状能力を見極め、適切な延命化又は更新の計画を進めるとともに、資源ごみや粗大ごみの再資源化拡大のための大規模なりサイクル施設を整備する必要がある。</p> <p>さらに、本市を取り巻く地域循環圏の形成のために、木くず等の有機性廃棄物<sup>(註)</sup>を利用したバイオマス<sup>(註)</sup>回収等を検討し、リサイクル対象の拡大を模索していく必要がある。</p>	<p>・次のとおり修正する。 [中間処理] 焼却施設の現状能力を見極め、適切な延命化又は更新の計画を進めるとともに、資源ごみや粗大ごみの再資源化拡大のための大規模なりサイクル施設を整備する必要がある。</p> <p>さらに、<b>各リサイクル法に応じたリサイクル対象品目</b>の拡大を模索していく必要がある。</p>
9	55 頁	<p>・他市の事例から溶融など灰の再利用が出来ないため、該当文書を削除する。 [最終処分] 『大阪湾フェニックス』の長期利用のため、最終処分量の減量を推進していく。 焼却施設の更新の際は、焼却灰の再利用についても、多角的に検討していく必要がある。</p>	<p>・次のとおり修正する。 [最終処分] 『大阪湾フェニックス』の長期利用のため、最終処分量の減量を推進していく。</p>
10	57 頁	<p>・本計画は「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って構成しており、基本理念・基本方針を決め、これに基づいて目標値の設定、分別収集、処理・処分に関する計画を後述している。 第2章で抽出した現在の本市の課題を解決するため、本計画の基本理念と基本方針を次のとおり定める。</p>	<p>・次のとおり修正する。 第2章で抽出した現在の本市の課題を解決するため、本計画の基本理念と基本方針を次のとおり定め、後述の「4 ごみ排出量及び処理・処分量の目標」、「5 適正処理及び施設整備に関する事項」、「6 基本方針を達成するための方策」、「7 その他必要事項」のとおり進める。</p>
11	57 頁	<p>・長期計画であるため [平成 23 年度] は、不要</p>	<p>・次のとおり修正する。 [平成 23 年度] を削除する。</p>
12	57 頁	<p>・①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順番にする。 (1) ごみ減量化・再資源化の推進 国及び兵庫県のごみ削減目標を満たすとともに、リサイクルの拡大や施設整備・有料化等による減量化・再資源化目標を定め、近隣市の状況を見ながら、推進する。</p>	<p>・次のとおり修正する。 (1) ごみ減量化・再資源化の推進 国及び兵庫県のごみ削減目標を満たすとともに、リサイクルの拡大や施設整備・有料化等による減量化・再資源化目標を定め、近隣市の状況を見ながら、<b>①排出抑制、②再使用、③再生利用の順</b>に推進する。</p>
13	57 頁	<p>・記述を変更する。 (2) 収集・運搬体制の効率化 直営・委託による車両収集及びパイプライン収集の更なる効率化を図り、住民サービスや環境配慮を考慮しつつ、経済的な収集・運搬体制を構築する。</p>	<p>・次のとおり修正する。 (4) 収集・運搬体制の効率化 直営と民間委託による収集体制は、今後も継続し、分別収集の方法や民間委託地域の見直しなどをすることになれば、<b>適宜体制</b>の検討をし、経済的な運搬体制の構築を図る。</p>

14	57 頁 ・記述を変更する。 (3) 中間処理施設の整備 焼却施設及びリサイクル施設を経済的に延命化又は更新する。	・次のとおり修正する。 (2) <b>マテリアルリサイクル・熱回収（中間処理）の推進</b> 焼却施設及びリサイクル施設については、 <b>経済性を考慮し、施設の延命を図るとともに、マテリアルリサイクルによる③再生利用や焼却による④熱回収を推進していく。</b>
15	57 頁 ・将来計画であるため、記述を変更する。 ●実績と目標 実績は、33 頁以降の「(3) ごみ処理の実績」に目標は、70 頁以降の「4 ごみ排出及び処理・処分量の目標」に示す。	・次のとおり修正する。 ●目標 目標は、70 頁以降の「4 ごみ排出量及び処理・処分量の目標」に示す。
16	61 頁 目次等 関連頁 変更 ・最新の第 4 次に変更する。 ア 第 3 次芦屋市総合計画（平成 13 年 3 月） 第 3 次芦屋市総合計画では、「心豊かに安心して暮らせるまち」、「自然環境を暮らしに活かすまち」、「ふれあいと文化を育てるまち」を基本理念としている。	・次のとおり修正する。 ア 第 4 次芦屋市総合計画（平成 22 年 12 月） 第 4 次芦屋市総合計画では、「自然と将来像の中で絆（きずな）を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から「絆」を「人と人とのつながり」、「人と街とのつながり」、「市民と行政のつながり」と捉え、それを「芦屋のまちづくりの基本方針」へと展開する。
17	73 頁 図表 3-4-5 75 頁 図表 3-4-9 関連頁 ・再資源化量を増やすため、集団回収の登録団体数を増やす。	・次のとおり修正する。 現在の集団回収量を目標年度に 20%増やす。  現在 157 団体×26 トン＝ 4,080 トン×1.2＝4,896 トン
18	80 頁 ・現状の方針とする。 …ごみ収集・運搬費用の 26.4～30.3%となることから、効率的な運用について検討を行う必要がある。 したがって、短期的目標として、パイプライン収集の継続又は廃止を含めた今後の収集・運搬体制を検討する予定をしている。 廃棄物運搬用パイプライン施設は、収集車による温室効果ガス排出の防止、快適なごみ出し等の住民サービス、先進技術性等のメリットがある優れたインフラ <sup>(語)</sup> であるため、費用対効果を含め、対応を検討していく。	・次のとおり修正する。 …ごみ収集・運搬費用の 26.4～30.3%となることから、効率的な運用が <b>必要</b> となる。 <b>廃棄物運搬用パイプライン施設は、住民生活に密接に関連しているため、継続するか廃止するか慎重に判断する必要がある。</b> パイプライン施設は、収集車による温室効果ガス排出の防止、快適なごみ出し等の住民サービス、先進技術性等のメリットがある優れたインフラ <sup>(語)</sup> であるため、 <b>現状では、施設が停止しないように経費節減に努めながら維持管理を行っていく。</b>

19	83 頁	<p>・焼却トン数等を修正する。</p> <p>焼却炉を安定燃焼させるためには、焼却処理能力の 78%以上の 90 t 以上で焼却する必要があるが、年間で見ると、下の限界地ギリギリの排出量となっている。</p> <p>その要因は、現焼却施設が、平成 8 年 3 月に竣工しており、その当時の規模算定により、建設をしたが、その後の各種リサイクル法などの整備で、ごみの減量化・再資源化が促進され、特に平成 13 年度頃から、ごみ量の減少が顕著になってきた経緯がある。本市の焼却処理能力は、115 t であり、ごみ搬入量の多い時が、曜日では、月曜と火曜であり、1 日当たり 130~150 t、月単位では、12 月であり、1 日当たり 160~170 t のごみの搬入に対しては、充分に対応できている。現在の算定規模で焼却炉を建て替えると、115 t 焼却炉 2 炉が、62 t 焼却炉 2 炉となり、2 炉運転が増えるため、補修整備期間が取りにくく、ごみ量が多い時の対応が難しくなる。</p>	<p>・次のとおり修正する。</p> <p>焼却炉を安定燃焼させるためには、焼却処理能力の 78%以上の 90 t 以上で焼却する必要がある。</p> <p><b>現焼却施設は</b>、平成 8 年 3 月に竣工しており、その当時の規模算定により、建設をしたが、その後の各種リサイクル法などの整備で、ごみの減量化・再資源化が促進され、特に平成 13 年度頃から、ごみ量の減少が顕著になってきた経緯がある。</p> <p>本市の焼却処理能力は、115 t であり、ごみ搬入量の多い時が、曜日では、月曜と火曜であり、1 日当たり 130~180 t、月単位では、12 月であり、1 日当たり 220~260 t のごみの搬入に対しては、充分に対応できている。</p> <p>現在の算定規模で焼却炉を建て替えると、115 t 焼却炉 2 炉が、<b>60 t 焼却炉 2 炉</b>となり、2 炉運転が増えるため、補修整備期間が取りにくく、ごみ量が多い時の対応が難しくなる。</p>
20	84 頁 図表 3-5-6	<p>・最終処分を明確にするため、注釈を記述する。</p>	<p>・次のとおり修正する。</p> <p>※燃やすごみを焼却した後の灰は、委託により最終処分をしている。</p>
21	88 頁 を 92 頁 に移動	<p>・持ち去り防止条例が継続審査となったため、文面を修正し 92 頁に移す。</p> <p>ごみステーションに出された資源ごみが持ち去られる事態が発生していることから、持ち去り行為を防止するため、条例の制定に向け、今後は、あしや警察署等の関係機関と連携して、取り組んでいく。</p>	<p>・資源ごみの持ち去り防止に係る各市の動向</p> <p>ごみステーションに出された資源ごみが持ち去られる事態が発生していることから、持ち去り行為を防止するため、条例の制定に向け、平成 22 年 12 月議会に上程した。しかし、継続審査となったため、今後は、各市の動向を注視しながら、本市の取組を模索していく。</p>
22	90 頁 92 頁 目次-5 修正	<p>・92 頁「環境マネジメントシステムの運用」を 90 頁の「市の役割」に統合した。</p> <p>エ 環境マネジメントシステムの運用</p> <p>● 実施している施策</p> <p>・環境マネジメントシステムの運用</p> <p>本市は、「環境保全率先実行計画」による地球温暖化防止の対策等を推進しており、芦屋市環境処理センターでも、その業務の特殊性から、「環境マネジメントシステム」を導入し、独立した体制で廃棄物等の排出抑制や再資源化を図り、環境への負荷の低減を目指している。</p> <p>今後も、「環境マネジメントシステム」を継続的に発展させ、より一層の体制強化を図っていく。</p>	<p>・次のとおり修正する。</p> <p>エ 環境マネジメントシステムの運用</p> <p>● 実施している施策</p> <p>・環境マネジメントシステムの運用</p> <p>本市は、「環境保全率先実行計画」による地球温暖化防止の対策等を推進している。</p> <p>芦屋市環境処理センターでも、その業務の特殊性から、<b>ごみ処理事業活動において、環境負荷の低減と地球温暖化防止に向けた環境配慮行動<sup>(註)</sup>を率先して実行するため、ISO14001 に準拠した「環境マネジメントシステム」を導入し、独立した体制で廃棄物等の排出抑制や再資源化を図り、環境への負荷の低減を目指している。</b></p> <p>今後も、「環境マネジメントシステム」を継続的に発展させ、より一層の体制強化を図っていく。</p>